

組織的ないじめ対応

いじめ情報のキャッチ

情報を受けた教員

日常の観察（学年教員同士の情報交換も含む）
いじめアンケート、職員会議、生徒指導連絡会
教育相談、個人面談、保護者からの訴えなど

いじめ対応委員会担当に報告
(当該児童の担任・学年教員)共有

管理職へ報告
(校長、教頭)共有

芦屋市教育委員会に報告

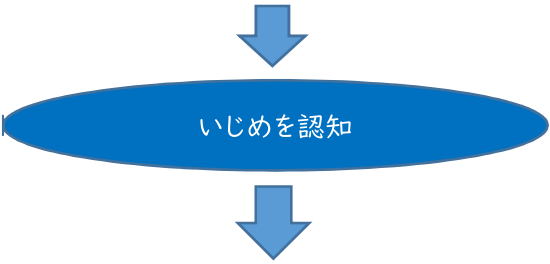


市・県教育委員会に報告
専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等を加えた組織を設置し重大事態の調査

いじめ対応委員会の招集・指揮(校長) 情報共有と役割分担

- ・ 正確な実態把握(複数教員による事実確認)
- ・ 被害児童、加害児童、周りの児童からの聴き取り→記録(事実の確認と指導を区別)
- ・ 今後の指導の方向性(児童の安全を最優先する)
- ・ 各任務の分担(いつ・誰が・どのように対応するか)

いじめ対応委員会構成員
校長・教頭・いじめ対応担当・養護教諭・生徒指導担当・生活指導担当・不登校担当・各学年担当
・SC・SSW ※事案状況に応じて、関係教師・市教委等を編成



指導体制・方針決定

職員会議(教職員で共通理解)

関係機関と連携

被害者対応
★事実関係調査
★心のケア

・学級担任
・養護教諭
・スクールカウンセラー

加害者対応
★事実関係調査
★心のケア

・学級担任
・関係教諭
・生徒指導担当
・スクールカウンセラー

傍観者・聴衆対応
★事実関係調査
★事実整合性の確認

・学級担任
・生徒指導担当
・学年生活部担当

○関係機関連絡先
・西宮少年サポートセンター (0798-67-0776)
・西宮こども家庭センター(0798-71-4670)
・県教委阪神学校問題サポートチーム
(0798-39-6155)
・芦屋警察署(0797-23-0110)
・芦屋市教育委員会(0797-38-2087)